

(参考 1-1)

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第1条による改正案)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者とする。

(助成の範囲の特例)

第4条 条例第3条第4項に規定するその他特別の理由があるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 対象者の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の失業等により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得（次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の12分の1の額

第5条

が、基準生活費（ _____

_____生活保護法

による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1(1)ア(7)の規定（同章1(1)ア(7)第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1(2)アの規定（12月の基準生活費の額につき同章1(2)アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の生計が著しく困窮していると認められる場合

ア 当該失業等の事実が発生した日から起算して1月間の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額に12を乗じて得た額

イ 略

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合

ア、イ 略

ウ 主たる生計維持者に係る震災等の発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が、基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合

(3) 干害、冷害、凍霜害その他の気象上の原因による農作物の被害の発生により、主たる生計維持者に係る当該発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が、基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に

失業等の事実が発生した日の属する年度（失業等の事実が発生した日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の4月1日における

885分の990

885分の990

885分の990

減少した場合

(4) 略

2～5 略

(資格の認定の申請)

第5条 略

(資格の認定の通知等)

第6条 略

(資格の取得)

第7条 条例第4条第3項ただし書に規定する規

則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を取得する。

(1)～(5) 略

(6) 条例第2条第2号及び第3号に該当し、資格者となった場合 医療を受ける日の属する年度（医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の7月1日

(7) 略

(資格の喪失)

第8条 略

(受給者証の有効期限)

第9条 略

(受給者証の再交付)

第10条 略

(助成方法の特例)

第11条 略

(届出事項等)

第12条 略

(調査等)

第13条 略

(施行細目の委任)

第14条 略

第6条

第7条

第8条

第2条第3号及び第4号

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条